

青森県報

第百七十号

令和二年
六月十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……一

公 告

- 肥料の登録……………(食の安全・安心推進課) ……二
- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三
- 右 同……………(西北地域) ……三

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(東青地域) ……三
- 土地改良区の役員の内任及び退任……………(三八地域) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域) ……四

告 示

青森県告示第五百五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和二年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡佐井村大字佐井字糠森四六の三 館脇 信義	佐井村第五区域 佐井村漁業協 同組合の地区	主として底建網 漁業
下北郡佐井村大字佐井字糠森三八の五 合同会社 丸漁漁業部	のうち、大字 佐井字糠森、 字古佐井、字 大佐井及び 矢越の区域	

青森県告示第五百六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和二年五月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
つがる市車力町花林四三の一
齋藤 みさを
- 二 売りさばき場所
つがる市車力町花林四三の一

公 告

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により令和二年六月五日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和二年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 三八五号	なたね油か す及びその 粉末	横浜菜種パ ワー	窒素全量 四・八 りん酸全量 二・四 加里全量 一・四	公定規格 のとおり	有限会社すぎ やま 上北郡横浜町 字大豆田一二 七

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第八項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和二年四月一日公表）の一部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和二年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第一の別に定める「くろまぐろ」について（第六管理期間）第二を次のように改める。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、青森県に定められた魚体サイズ別の数量（以下「知事管理量」という。）は次表のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	350.1トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	588.0トン

注1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第6管理期間）（以下「県計画別添」という。）の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

注2 全国における小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超過するおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 太平ビルサービス株式会社

二 代表者の氏名 狩野伸彌

三 主たる営業所の所在地 青森市勝田一丁目一八の七

四 許可番号 青森県知事許可（特―二九）第一五一八号

五 取消年月日 令和二年四月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ST HOME

二 氏名 齊藤伸哉

三 主たる営業所の所在地 五所川原市みどり町二丁目六三

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、青森北部土地改良区の定款の変更を令和二年五月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年六月十五日

東青地域県民局長 金 一 啓

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年六月十五日

三八地域県民局長 堀 義 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理 事	松村 範明	三戸郡南部町大字苦米地字下宿二	令和 三・五・一就任
〃	高橋 勝敏	〃 〃 〃 大字高橋字中道二二	〃

